

愛知県地域防災計画の修正案の要旨

I 愛知県地域防災計画の修正の根拠

都道府県地域防災計画は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関する事項別の計画について定めた総合的な計画であり、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正しなければならないとされている（災害対策基本法第40条）。

また、地域防災計画の作成、修正は都道府県防災会議の所掌事務とされている（災害対策基本法第14条）。

II 主な修正内容

1. 防災基本計画の修正を踏まえた修正について

(1) 無人航空機の運用調整

県災害対策本部 航空運用チームにおいて、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機を最も有効かつ適切に活用するため、必要に応じて、航空機に加えて、無人航空機の運用についても調整することを追記。また、同チームが、国土交通省に対する緊急用務空域の指定依頼を担うこと等について追記。

※緊急用務空域の指定は国土交通大臣が行う。

<修正箇所>

■風水害等編 第3編 第5章 第3節 航空機の活用

■地震・津波編 第3編 第5章 第3節 航空機の活用

<新旧対照表>

■風水害等編 p 4

■地震・津波編 p 4

(2) 消防団員等が参画した防災教育

幼い頃から、自らの安全を守る能力を継続的に育成していく防災教育の充実にあたり、「自助」だけでなく地域住民同士による「共助」の視点も重要であることから、地域防災力の中核を担う消防団や自主防災組織が参画し、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において、体験的・実践的な教育の推進に努めることを追記。

※本件の詳細については令和3年12月7日付3消保第1699号「児童生徒等に対する防災教育の実施について（通知）」により各市町村・消防本部等へ通知済み。

<修正箇所>

■風水害等編 第2編 第12章 第3節 防災のための教育

■地震・津波編 第2編 第12章 第3節 防災のための教育

<新旧対照表>

■風水害等編 p 4

■地震・津波編 p 3

(3) 避難所等における各種対策

指定避難所の指定に関連し、必要に応じて県と連携を取り、福祉避難所において、医療的ケアを必要とする者に対して、人工呼吸器や吸引器等に係る医療機器の電源確保等に配慮するよう努めることについて追記するほか、避難所が備えるべきバックアップ設備の一例として、従来「自家発電設備」と記載していた箇所を「再生可能エネルギーの

活用を含めた非常用発電設備」に修正。

また、県及び市町村が実施する避難所等における炊き出しに際して、従来の栄養指導及び食生活支援・相談に加えて、食物アレルギーを有する者のニーズ把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めることを追記。

<修正箇所>

- 風水害等編 第2編 第10章 第1節 避難所の指定・整備等
- 第3編 第6章 第2節 防疫・保健衛生
- 地震・津波編 第2編 第8章 第1節 避難所の指定・整備等
- 第3編 第6章 第2節 防疫・保健衛生

<新旧対照表>

- 風水害等編 p 2、3、5
- 地震・津波編 p 3、5

(4) 防災関係機関相互の連携

県として多様なライフライン事業者との相互協力体制を構築することや、県及び市町村において他の地方公共団体と相互応援協定を締結することとしていた従来の記載内容に加えて、効率的な救助・救急活動のため、県、市町村及び防災関係機関において、「顔の見える関係」を構築し、信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図ることについて追記。

また、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するとともに、平時からこれを活用した訓練や研修等を実施し、タイムラインの効果的な運用に努めることについて追記。

<修正箇所>

- 風水害等編 第2編 第8章 防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備
- 地震・津波編 第2編 第6章 防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備

<新旧対照表>

- 風水害等編 p 2
- 地震・津波編 p 2

(5) その他の修正

従来の「台風」に加え、「線状降水帯」についても、大雨発生が予測される状況を住民に対して分かりやすく適切に伝達すべきものとして追記。

<修正箇所>

- 風水害等編 第3編 第2章 第2節 避難情報
- 地震・津波編 第3編 第2章 第2節 避難情報

<新旧対照表>

- 風水害等編 p 4
- 地震・津波編 p 4

異常気象等により船舶交通に危険が生じるおそれがある場合に、第四管区海上保安本部における措置として、船舶に対して湾外等への避難勧告等を発令し、船舶の交通規制を行うことについて追記。

<修正箇所>

■風水害等編 第3編 第2章 第5節 海上における避難救出活動

<新旧対照表>

■風水害等編 p 4

市町村において、避難指示等の発令に際して相談する相手方の例示として、気象防災アドバイザーを追記

<修正箇所>

■風水害等編 第3編 第2章 第2節 避難情報

■地震・津波編 第3編 第2章 第2節 避難情報

<新旧対照表>

■風水害等編 p 4

■地震・津波編 p 4